



島根県報

令和3年3月16日（火）

第 191 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災危機管理課)	2
島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則	(商工政策課)	3
海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則	(河川課)	3
採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(〃)	3
島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則	(砂防課)	4

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	4
解除予定保安林	(森林整備課)	4
保安林予定森林	(〃)	5
保安林の指定（2件）	(〃)	5

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（3件）	(中小企業課)	6
公共測量の終了	(技術管理課)	8

【特定調達公告】

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	(道路維持課)	8
空港用除雪トラックの調達に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課)	9
島根県立高等学校指導者用パソコン端末の購入に係る一般競争入札の実施	(教育指導課)	11

【公企規程】

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程	(企業局経営課)	14
--------------------------	----------	----

【正 誤】

令和3年3月2日付け島根県報第187号中	(森林整備課)	15
----------------------	---------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

- 1 規則の概要
救助費用の単価を改定することとした。（第26条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則（規則第14号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（第1号様式—第7号様式関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第5号—様式第7号関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第5号—様式第9号関係）
- 2 施行期日
令和3年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第12号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号ア中「21,900円」を「22,700円」に改め、同号イ中「15,300円」を「15,600円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「15,400円」に改め、同号エ中「14,600円」を「14,900円」に改め、同号オ中「16,100円」を「16,200円」に改め、

円」に改め、同号カ中「21,400円」を「21,900円」に改め、同号キ中「19,500円」を「19,900円」に改め、同号ク中「21,200円」を「21,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則

海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和34年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第6号様式までの様式中「㊟」を削る。

第7号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の海岸保全区域の占用等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第7号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第9号までの様式中「@」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県砂防指定地管理条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
クローバー薬局嫁島店	松江市嫁島町14-11	精神通院医療	令和3年3月1日

島根県告示第186号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市斐川町三絡字奥2202-2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第187号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市八雲町東岩坂1865-2、1866から1869まで、1867-1、1868-1、3274、3275、3282、3283
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町東岩坂1865-2・1866・3274・3275・3283（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀818、818-1、819、821、822、824-1、825、827-2、828、831-2、845、845-1、846-2、854、855、1070から1073まで、1070-1、1076、1076-1、1079、1081、1086-2から1086-4まで、1370、1372、1374-1、1374-3、1375、1378、1379
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1423-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウォンツ片庭店 島根県浜田市片庭町86-10外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南1-2-70

3 承継の年月日

令和2年7月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70

5 承継の理由

分社化による譲渡のため

6 承継に係る店舗面積

1,225平方メートル

7 縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウェルネス中野店 島根県出雲市中野町264-2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南1-2-70
- 3 承継の年月日
令和2年7月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70
- 5 承継の理由
分社化による譲渡のため
- 6 承継に係る店舗面積
1,183平方メートル
- 7 縦覧場所
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア ウェルネス平田西店 島根県出雲市平田町1614番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南1-2-70
- 3 承継の年月日
令和2年7月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70
- 5 承継の理由
分社化による譲渡のため
- 6 承継に係る店舗面積
1,285平方メートル
- 7 縦覧場所
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月3日に終了した旨隠岐の島町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月30日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸山達也

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
 - (1) 除雪グレーダ（3.7m級）1台 県央県土整備事務所
 - (2) 除雪トラック（7t級、4×4）1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所
 - (3) 除雪トラック（7t級、4×4）1台 松江県土整備事務所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 1(1)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
 - 1(2)：UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 池信 光雄 島根県出雲市神門町823番地1
 - 1(3)：UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 池信 光雄 島根県出雲市神門町823番地1
- 5 落札金額
 - 1(1)：31,350,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(2)：28,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(3)：28,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年1月15日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用除雪トラックの調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 出雲空港管理事務所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年4月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年4月9日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年4月9日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年4月26日（月）午前9時から同月27日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年4月27日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年4月27日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月28日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1X Snow Plow Truck for Airport use

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. April 26, 2021 to 4 : 00 p.m. April 27, 2021

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 27, 2021

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on April 27, 2021)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立高等学校指導者用パソコン端末の購入 1,220台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年9月30日（木）

(4) 納入場所

島根県教育委員会が別途指定する場所（島根県内の1箇所を想定）

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階
島根県教育庁教育指導課教育振興グループ
電話 0852-22-5419 F A X 0852-22-6026
電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年4月16日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年4月16日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

- (2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年4月16日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年4月26日（月）午前10時から同月27日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年4月27日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年4月27日（火）午後4時までに到着していること。

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月28日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育指導課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Laptop Computer, 1,220 units
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. April 26, 2021 to 4 : 00 p.m. April 27, 2021
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 27, 2021
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on April 27, 2021)
- (4) Contact point for the notice : Educational Facilities Planning Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan
TEL : 0852-22-5419

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（用途の制限）

第3条の2 使用者は、知事の承認を受けた場合のほか、給水を受けた工業用水を工業用又は消防用以外の用途に使用し、又は第三者に分与し、若しくは販売してはならない。

第8条第2項中「又は流末施設」を削る。

第10条第2項中「受水槽の設置、」を「給水施設の」に改める。

第20条第1号を次のように改める。

(1) 第3条の2の規定に違反したとき。

様式第1号から様式第7号まで及び様式第9号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の島根県工業用水道事業給水規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

正

誤

令和3年3月2日付け島根県報第187号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第143号中	次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 解除予定保安林（平成18年島根県告示第937号）は、廃止する。